

改正 平成26年8月6日 原規技発第1408064号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド(原規技発第13061922号)の一部を次のように改正する。

平成26年8月6日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドの一部改正について

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成26年8月6日より施行する。

発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドの一部改正について 新旧対照表 (下線部は変更部分)

○発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則ガイド (制定 平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061922 号 原子力規制委員会決定)

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>1. 溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設の定義等 (規則第 3 5 条関係)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 容器と管の境界 溶接事業者検査の範囲となる「容器」と「管」の境界は、以下のとおりとする。</p> <p>①容器と管の接続部における穴の補強に有効な範囲を含まない範囲であって、当該容器に最も近い溶接継手までを「管」とする。</p> <p>ここで「補強に有効な範囲」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む)) (JSME S NC1-2005/2007)」<u>又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版) (JSME S NC1-2012)」</u> (以下「設計・建設規格」という。)に規定されたものとする。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(4) 弁と管の範囲 (略)</p> <p>2. ~ 5. (略)</p> <p>6. 輸入品に係る取扱い (規則第 3 6 条関係) 発電用原子炉施設であって輸入したものに係る溶接事業者検査に</p>	<p>(略)</p> <p>1. 溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設の定義等 (規則第 3 5 条関係)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 容器と管の境界 溶接事業者検査の範囲となる「容器」と「管」の境界は、以下のとおりとする。</p> <p>①容器と管の接続部における穴の補強に有効な範囲を含まない範囲であって、当該容器に最も近い溶接継手までを「管」とする。</p> <p>ここで「補強に有効な範囲」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む)) (JSME S NC1-2005/2007)」 (以下「設計・建設規格」という。)に規定されたものとする。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(4) 弁と管の範囲 (略)</p> <p>2. ~ 5. (略)</p> <p>6. 輸入品に係る取扱い (規則第 3 6 条関係) 発電用原子炉施設であって輸入したものに係る溶接事業者検査に</p>

改正案	現行
<p>については、3.(1)及び(2)に掲げる事項に係る記録等が技術基準第17条第15号及び第55条第7号の規定に適合していること及び外観の状況を確認することをもって溶接事業者検査とすることができるものとする。</p>	<p>については、3.(1)及び(2)に掲げる事項に係る記録等が技術基準第17条第15号及び第54条第7号の規定に適合していること及び外観の状況を確認することをもって溶接事業者検査とすることができるものとする。</p>
<p>7.～9. (略) (別紙1) (略)</p>	<p>7.～9. (略) (別紙1) (略)</p>
<p>(別表1) (略)</p>	<p>(別表1) (略)</p>
<p>(別表2) 溶接事業者検査に係る検査の方法及び溶接規格等の該当規定</p>	<p>(別表2) 溶接事業者検査に係る検査の方法及び溶接規格等の該当規定</p>
<p>発電用原子炉施設の種類： 1. (略) 2. 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備</p>	<p>発電用原子炉施設の種類： 1. (略) 2. 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備</p>
<p>補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接事業者検査の工程、方法及び該当規定</p>	<p>補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接事業者検査の工程、方法及び該当規定</p>
<p>補助ボイラーにあつては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成24年9月19日付け 20120919商局第71号)別表2に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあつては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。</p>	<p>補助ボイラーにあつては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成19・06・06原院第1号(平成19年7月10日原子力安全・保安院制定(NISA-234a-07-3)))別表2に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあつては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。</p>
<p>(別表3)～(別表4) (略)</p>	<p>(別表3)～(別表4) (略)</p>